

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県庁舎管理規則の一部を改正する規則

奈良県庁舎管理規則（昭和四十四年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表本庁庁舎（議会棟並びに地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、産業・雇用振興部産業振興総合センター及び警察本部の用に供する部分を除く。）及びその構内の項中「並びに」の下に「地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室が所管する奥大和移住定住交流センター、」を加え、同表議会棟の項の次に次のように加える。

分庁舎（地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室が所管する奥大和移住定住交流センターの用に供する部分に限る。）及びその構内	地域振興部長	地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室長
--	--------	--------------------------

第三条の表出先庁舎及びその構内の項中「（県立病院にあつては、事務部長）」及び「（県立病院にあつては、総務部長が指定する職員）」を削る。

別表中	総務課長	を	総務部企画管理室長	法務文書課長
-----	------	---	-----------	--------

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

性局長	長室	保険局	長室
女性活躍推進課長	地域医療連携課長	医療保険課長	福祉医療部企画管理室長

に改める。

に、

医療政策部長室	子ども・女性局長室	健康福祉部長室
医療政策部企画管理室長	女性活躍推進課長	健康福祉部企画管理室長

を

福祉医療部	医療・介護長室	医療政策局	子ども・女性局長室
-------	---------	-------	-----------